

一般廃棄物処理業許可証

住 所 帯広市西23条北4丁目1-2
氏 名 (株)タナベ 代表取締役 田邊 宏 様

令和7年8月7日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第2項の規定により、次のとおり許可する。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	伐根、草木、ボサ、一般廃棄物（家屋解体に伴う一般廃棄物・遺品）
営業所の所在地及び名称		帯広市西23条北4丁目1-2 有限会社 タナベ
許可期間		令和7年8月15日から 令和9年8月14日まで
一般廃棄物の収集を行うことができる区域		豊頃町内全域
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	十勝圏複合事務組合くりりんセンター 帯広市西24条北4丁目1番地5 アスリー(株) 中間処理場 音更町字上然別西4線100番地1
	その他	関係法令を遵守すること

令和7年8月15日

豊頃町長 按 田 武

